

令和4年2月9日

スポーツ団体 代表者 様

上越市教育委員会スポーツ推進課長

## スポーツ活動における感染防止対策の徹底について（通知）

日頃から、当市の体育施設等をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、教育委員会では、当市における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、令和4年2月3日付けで市立小・中学校に対し体育授業及び部活動において「感染リスクの高い活動」を停止するよう通知したところです。

つきましては、市内スポーツ団体の皆様にも下記を踏まえた活動に留意いただくとともに、令和4年1月21日付けで当課より通知しました感染防止対策を継続的に徹底いただくようお願いいたします。

### 記

- 1 上越市立学校への通知 …別紙のとおり  
「新型コロナウイルス禍における部活動実施上の留意事項について（通知）（令和4年2月3日時点）」
- 2 感染防止対策について
  - (1) 「密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は、感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高いことから行わないこと。
  - (2) 体育館など屋内で活動する場合は、「大声を出しての活動」や「呼気が激しくなるような運動」を避けること。
  - (3) 活動中もマスクの着用を希望する人についてはその意向を尊重することとし、着用して参加する場合は、マスクを着用していても苦しくない負荷での運動に限ること。それでも呼吸が苦しくなった時には、遠慮せずに集団から離れた場所でマスクを外し、呼吸を整えられるように配慮すること。
  - (4) 活動場所の換気を定期的（可能なら常時）に行うこと。
  - (5) 集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。
  - (6) 活動の前後における着替えや移動、指導者による説明場面やグループでの話し合い、用具の準備や後片付けのときなどはマスクの着用を徹底すること。
  - (7) 更衣室等の利用については、一斉に利用することは避け、短時間の利用とすること。

裏面あり

(8) 器具や用具を使用する場合は、使用前後の手洗い、手指消毒を徹底すること。

(9) 以上の対応については、参加者だけに任せるのではなく、団体の責任者や指導者が活動の状況を確認し、必要に応じて指導すること。

### 3 その他

○ 団体の担当者が変更となっている場合は、お手数ですが新しい担当者の方に回送をお願いいたします。

○ 上越市ホームページ：新型コロナウイルス感染症 関連情報

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/site/coronavirus-info/coronavirus-manbou.html>

上越市教育委員会スポーツ推進課 〒942-8563 上越市下門前 1770 TEL 025-545-9246 FAX 025-545-9273 025-545-9250(休日・夜間)
--